

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和元年6月21日第23回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・花野進・鳥居幸洋・石堂季男  
鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について  
日程 第5 議案第3号 非農地証明について  
日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について  
日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画について

4. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第23回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここからは座らせていただきます。

本日の出席は12名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いをいたします。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番石堂委員、11番鮫島委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明します。所有権移転、件数4件、筆数11筆、面積27,966㎡、畑27,966㎡。計、件数4件、筆数11筆、面積27,966㎡、畑27,966㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しくをお願いします。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員の退席)

(議長)順位1について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る6月10日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇-5、地目畑、面積789㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、受渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡大となっております。場所については、〇〇〇〇公民館を新光糖業の方へ200から300m行ったところの左側の道路際でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくをお願いをいたします。以上です。

(議長)ご苦労様でした、これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1については許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の順位1については、許可することに決定しました。

(〇〇〇〇委員の入室)

(議長)次に順位2について、担当調査委員の12番中崎委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番中崎です。議案第1号順位2について説明いたします。去る6月17日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-74、地目畑、面積11,309㎡。同字、地番〇〇〇〇-137、地目畑、面積2,210㎡。同字、地番〇〇〇〇-155、地目畑、面積2,720㎡です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇さん。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡大となっております。場所については、〇〇〇〇-74と155は同じ場所にあります。〇〇〇公民館から200m程進みまして右側に入り、それから100m程行ったところの右側の〇〇〇さんの座敷跡地周りです。137番はそれから進んで頂いて、〇〇〇〇さん宅から〇〇〇〇に登る〇〇〇〇さんの別荘の下あたりになります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位3について説明いたします。去る6月17日、譲受人の〇〇〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施をいたしました。土地の所在、大字

〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇－１，地目畑，面積1,721㎡。同字，地番〇〇〇－４，地目畑，面積1,226㎡。同字，地番〇〇〇－１，地目畑，面積645㎡。同字，地番〇〇〇，地目畑，面積2,120㎡。同字，地番〇〇〇，地目畑，面積1,438㎡。大字〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積2,167㎡。６筆の合計が9,317㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が子供への贈与，譲受人が父からの受贈となっております。場所につきましては3番目の字〇〇〇〇〇〇－1から〇〇〇ですが，これは，旧空港の手前からまっすぐ〇〇に向かう線がありますが，あれを少し行ったところに，〇〇〇のゲート場とかち合う十字路があります。それを左手に100 m行ったところの道路脇にあります。それを更に50m進んだところに地番〇〇〇－1と〇〇〇－4が道路の両サイドにあります。大字〇〇，字〇〇は，〇〇自動車を過ぎた後，右手に大きな道路があります。それを約100m行ったところを右に20m行って直ぐの右の畑でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。次に順位4について，担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)13番東です。議案第1号順位4について説明いたします。

去る6月14日に，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇－5，地目畑，面積1,621㎡です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地1，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が経営拡張となっております。場所については，国道58道線の〇〇〇と〇〇〇の境でございます。

ちょうど、広域農道が〇〇に通っておりますけども、そこをずっと右に上がりまして、約100m行ったところに〇〇〇の別荘があります。そこから更に上に200m程行った左側の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を、宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。

議案第1号順位2から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の4頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位1について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地3。申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇番1、地目畑、地積500㎡です。転用目的といたしまして、一般住宅の建築となっております。申請理由は、現在、借家住まいであり手狭なため、今般申請地を購入し住宅を建築したいということです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地内の第1種農地(集落接続施設)と考えます。金融機関の融資証明書も提出されており、実現性はありと考えられます。棟数・面積等につきましては、居宅・車庫で121.17㎡となっております。なお農振農用地内ではありますが、除外申請も提出されております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明を

お願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第2号、農地法第5条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般6月10日午前9時20分より、濱協会長、永浜委員、森山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん夫婦立会いの下、現地調査を実施しました。場所については、3条申請の順位1で説明した〇〇〇〇さんの畑に隣接したところでございます。〇〇〇〇公民館から〇〇〇へ2~300m入った場所です。申請人は、現在〇〇集落に借家住まいです。手狭になったことから申請地を購入し、自己の住宅を建設したいというものです。申請地付近は東側に農地、南側・西側は町道であり、転用によって付近に被害を与える恐れはないと思われます。土砂・雨水についても流水しないよう万全を期すという、被害防除計画に関する誓約書も添付しております。資金計画においても、金融機関の融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。以上です。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の5頁をお開き下さい。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番、地積363㎡です。申請人、〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地18です。申請理由につきまして、土地登記簿の地目は畑であります。平成3年頃から耕地として利用せず、現況は山林となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の9番鳥居委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番鳥居です。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般6月10日午前9時40分より、濱脇会長、上妻委員、小山田推進委員、事務局、申請人の〇〇〇さんの委任者、〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇〇公民館から本村の方へ200m程行きまして、そこを右折して100m程進みますと右手に〇〇〇さんの牛舎があります。その牛舎が建っている土地の南側の土地となります。申請理由は登記地目は畑であるが平成3年頃から耕地として利用せず、現状は山林となっておりこの申請となりました。耕作をしなくなって28年以上たっていることから、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議を宜しくお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決をします。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数9件、筆数15筆、変更面積25,932㎡。契約年数5年の合意解約であります。詳細については7頁から19頁に添付しております。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号につい

ては、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の20頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計画について説明いたします。令和元年6月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数2筆、賃貸借権19件、筆数58筆、面積141,743㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、21頁から54頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程、宜しくをお願いします。

(議長)これから所有権移転順位1から順位2について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。所有権移転順位1から順位2については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、所有権移転順位1から順位2については、承認することに決定しました。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員の退席)

(議長)次に利用権設定順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。利用権設定順位1については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、利用権設定順位1について

は、承認することに決定しました。

(〇〇委員の入室)

(議長)次に利用権設定順位2から順位19について審議を行います。

質疑・意見はありませんか。

(1番委員)はい。

(議長)1番委員。

(1番委員)はい、1番委員永浜です。順位2と4と5が年数が短いのですがその理由は何でしょうか。

(議長)事務局。

(事務局)はい、事務局です。元々、所有者から農業公社に貸した年数が残っておりまして、そこから公社が新しい貸し手に農地を貸す為年数が短くなっています。

(議長)以上でよろしいでしょうか。

(1番委員)はい。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。利用権設定順位2から順位19については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第23回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

令和 元年 月 日

議事録署名者

議事録署名者